

# 令和6年度

## 離職した介護人材の再就職準備金貸付の手引き



### 〔1〕資金の目的

本資金は、介護職として一定の知識及び経験を有しながら離職した介護職員等（介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種をいう。）に対し、介護職員等として再就職するために必要な資金の貸付を行うことにより、佐賀県内で必要とされる介護人材の確保を目的としています。

再就職後、佐賀県内において介護等の業務に2年間従事した場合は返還が免除されます。

### 〔2〕募集条件

|      |   |
|------|---|
| 対象者  | <p>佐賀県内に住民登録している者又は佐賀県内に所在する事業所又は施設に介護職員として就労した者であって、次の要件をすべて満たす方</p> <p>(1) 介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は、同法に基づく第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所又は福祉サービス第三者評価受審済の事業所（以下「介護保険事業所等」という。）において、介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有し、直近の介護職員等の離職日から3ヵ月以上が経過している方</p> <p>(2) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方として認められる次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①介護福祉士</li><li>②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した方</li><li>③介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員（ホームヘルパー）1級・2級課程を修了した方</li></ul> <p>(3) 介護保険事業所等に、介護職員等として就労する方</p> <p>(4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職するまでの間に、あらかじめ佐賀県福祉人材センターに求職の登録を行い、かつ、「介護人材再就職準備資金利用計画書」を提出した方</p> <p>※非常勤として従事した場合、算定期間は月15日以上の勤務が必要です。</p> <p>※生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。</p> <p>※障害福祉サービス事業所は対象となりません。</p> |
| 貸付金額 | <p>400,000円 以内。 貸付回数は、一人当たり一回限りとします。</p> <p>貸付対象となる経費は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 子どもの預け先を探す際の活動費</li><li>(2) 介護に係る情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費</li><li>(3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や鞆等の被服費</li><li>(4) 再就職のために転居を要する場合の転居費（敷金・礼金含む）</li><li>(5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費</li><li>(6) その他、本会の会長が適当と認める経費</li></ul> <p>※再就職する際（再就職日前）に必要な経費です。生活費は対象となりません。</p>   |
| 利子   | 無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合の延滞利子は年3%を徴収）   |
| 資金交付 | 貸付契約後、貸付金は一括交付となります。  |

|        |   |
|--------|---|
| 連帯保証人  | 申請には連帯保証人が1名必要です。なお、連帯保証人の条件は下記のとおりです。<br>1 65歳未満の成年で独立の生計を営む方（返還債務を負担できる資力を持つ方）<br>※申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人（親、親権者等）となります。<br>ただし、法定代理人が非課税又は均等割のみの世帯である場合は、65歳未満の成年で独立した生計を営む方を連帯保証人として別に1名追加してください。<br>2 本準備金の借受人又は連帯保証人になっていない方<br>3 連帯保証人は、返還が生じた場合には申請者と連帯して債務を負担します。 |
| 返還免除条件 | 佐賀県内において、2年間引き続き、介護職員等の業務に従事したときは、返還金を全額免除します。※非常勤職員の場合、月毎の従事日数は15日以上を必要とします。   |
| 返 還    | 契約解除（〔4〕参照）となった場合は、一括または月賦（12か月以内）で返還となります。   |

### 〔3〕申請について

申請にあたっては、次の書類を**佐賀県社会福祉協議会**へ提出してください。

（申請は、内定決定後から勤務開始日の属する月の翌月末まで可能です。）

※毎月末日で取りまとめ、翌月に審査を行います。申請から審査・決定後の送金まで2ヵ月程度を要しますのであらかじめご了承ください。

（①②③④⑦の様式は本会ホームページよりダウンロードすることができます。）

<申請書類>

①介護人材再就職準備資金貸付申請書（様式第1号）

②介護人材再就職準備資金利用計画書（様式第2号）

③介護人材再就職準備資金貸付における個人情報の取扱いについて（別紙様式①）

④介護人材再就職準備資金実務経験証明書（別紙様式②）

※以前勤務されていた介護事業所等へ記入をご依頼いただく必要があります。

※1事業所で必要な期間の証明が受けられない場合は、複数事業所の証明が必要です。

⑤住民票 ※申請者世帯分（謄本）、連帯保証人の本人分（抄本） ※行政機関が3ヵ月以内に発行したもの

⑥所得・課税証明書 ※申請者世帯分（謄本）、連帯保証人の本人分（抄本）

※行政機関が3ヵ月以内に発行したもの（申請時点で取得可能な最新のもの）

⑦佐賀県福祉人材センターへの求職票の写し

※求職期間中に佐賀県福祉人材センター（電話0952-28-3406）において求職者登録を行っていた  
だき、求職票の写しを取得してください。

⑧介護保険事業所等に、介護職員等として就労している又は内定していることを証明する書類（様式第12号）

⑨資格を有していることを証明する書類又は研修修了書の写し

⑩再就職準備品などを購入したことを証明する領収書（見積書等）

※20万円以内の場合は必要ありません。

申請額の合計が20万円を超える場合は、領収書（見積書等）の添付が必要になります。

※生活保護受給世帯の方が申請される場合には、福祉事務所からの貸付に対する意見書が必要になります。

※必要に応じ、その他の書類の提出を求めることがありますのでご注意ください。

### 〔4〕留意事項

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、一括払い又月賦（12か月以内）で返還しなければなりません。ご注意ください。

ア. 再就職した事業所又は施設を退職したため、貸付契約が解除されたとき。

イ. 佐賀県内において介護福祉士等として介護業務等に従事する意思がなくなったとき。

ウ. 介護等業務の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

エ. 貸付資金の猶予期間又は据置期間が終了したとき、又は猶予期間の更新手続きを行わなかったとき。

### 〔5〕問い合わせ・申請書提出先

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 修学・求職支援課（福祉人材センター）

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-28-3406

ホームページアドレス

<https://www.sagaken-shakyo.or.jp/>

○郵送で申請書等提出書類を希望される場合は、表面左側に「介護人材再就職準備金資料請求」と朱書きした封筒に、「申請者の住所・氏名を記入し140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）を同封」し、佐賀県社会福祉協議会に送付してください。